

令和8年度 粗大ごみ収集運搬業務（西エリア）委託特記仕様書

1 目的

この仕様書は、姫路市が委託する令和8年度粗大ごみ収集運搬業務（西エリア）において、特別に定める事項について示したものである。

2 収集品目

陶磁器類・飲料や食料が入っていた空ビン以外のガラス類（以下「ガラス・陶磁器類」という。）、木製品類、プラスチック複合製品類、蛍光管、金属複合製品類、ふとん・ジュータン類、ふとん・ジュータン類から選別した古纖維（以下「古纖維」という。）、乾電池等

3 収集場所及び収集運搬時間

(1) 収集場所

共通仕様書別表の西エリアに示す地区（小学校区）に設けられた粗大ごみステーション

参考年間ごみ量

ガラス・陶磁器類	約 380 t
木製品類	約 660 t
プラスチック複合製品類	約 640 t
蛍光管	約 20 t
金属複合製品類	約 100 t
ふとん・ジュータン類	約 430 t
古纖維	約 190 t
乾電池等	約 40 t

※ 上記参考年間ごみ量は、令和6年度ごみ量を基としているため、実際のごみ量と異なる場合があることを承知すること。期間中のごみ量と異なる場合でも委託料の増額は行わない。

(2) 収集運搬時間

原則として、別紙「共通仕様書」に定めるとおりとする。

4 搬入について

(1) 搬入先

【エコパークあぼし】

木製品類、プラスチック複合製品類、蛍光管、金属複合製品類、ふとん・ジュータン類、乾電池等

【姫路市が指定する場所】

ガラス・陶磁器類、古纖維

(2) 搬入時間

収集した当日の午後4時までに搬入するよう努めること。

5 使用車両及び従事者等

(1) 使用車両

次に掲げる各品目に応じた車両を使用すること。ただし、姫路市と協議した上で、各品目の収集運搬に支障が生じないよう工夫を施す場合は、この限りでない。また、各品目の収集においては、他の品目との混載は行わないこと。

ア ガラス・陶磁器類の使用車両

塵芥車又はダンプ車を用いること。

なお、平ボディ車両を使用する場合は、飛散防止対策となる「あおり」を設置すること。

イ 木製品類の使用車両

塵芥車又はダンプ車を用いること。

ウ プラスチック複合製品類の使用車両

塵芥車又はダンプ車を用いること。

なお、塵芥車を使用する場合は、使い捨てライターなどの不適正な排出による発火で車両が損傷した事例もあるので留意すること。

エ 蛍光管の使用車両

ダンプ車又は軽トラックを用いること（蛍光管専用箱を積載するため、塵芥車の使用は認めない。）。

オ 金属複合製品類の使用車両

ダンプ車を用いること（車両の損傷や発火の可能性が極めて高いため、塵芥車の使用は認めない。）。

カ ふとん・ジュータン類の使用車両

塵芥車又はダンプ車を用いること。

キ 古繊維の使用車両

ダンプ車を用いること（品質を保持するため、塵芥車の使用は認めない。）。

ク 乾電池等の使用車両

ダンプ車又は軽トラックを用いること。

(2) 従事者等

軽トラックを用いる場合、車両1台につき1名の者により従事することを認める。

6 その他

(1) 粗大ごみステーションによっては、各収集品目が重なり合うなどして、明確に区別できない状況もありえるため、収集中の品目以外にも注視して分別及び仕分け作業を行い、積み残しがないか確認すること。

(2) 当該業務の対象となる収集品目をすべて収集した粗大ごみステーションについては、籌などで清掃を行い、粗大ごみステーションの清潔の保持に努めること。

(3) 古纖維は、粗大ごみステーションにおいてふとん・ジュータン類の中から選別し、収集すること。選別基準は、不透明袋に入っている場合は古纖維とし、それ以外（透明・半透明袋に入ったものや紐等で縛ったもの等）は破袋等せず、目視により判断すること。

なお、古纖維とそれ以外が混在している場合は、総体として判断すること。また、雨天等の場合は、袋に入っている物のみ古纖維とし、それ以外の物は古纖維として収集せず、通常のふとん・ジュータン類として収集すること。

(4) 古纖維はリユースを目的としており、その品質を保つため、収集する際は次に掲げる事項を遵守すること

ア 古纖維が汚れたり、臭い等がついたりするため、厨芥類等を収集している車両について
は使用しないこと。

イ ダンプ車で収集すること。また、荷崩れ及び飛散防止並びに雨天等による防水対策として必ず荷台はシートで覆うこと。

(5) 蛍光管は、直管型、環型及びその他電球型に分け、割れないように注意して収集作業及び運搬を行うこと。蛍光管専用箱は、姫路市の所有物であり、在庫確認等の管理を徹底すること。

(6) 乾電池を搬入先にて降ろす際には、保管用ドラム缶に積み替えること。

なお、収集時には分別用かごに排出された乾電池を、収集車両に常備した回収用容器に移し替えるなどして、搬入先で保管用ドラム缶への積替えが容易に行えるよう努めること。

(7) 「乾電池等かご」に排出されている水銀体温計・温度計、水銀血圧計は割れないように収集し、搬入先においては専用のかごへ移し替えること。